

消費者啓発事業「(落語家)さんと一緒に落語で考えよう！ 消費者問題(仮)」  
企画及び開催業務委託に係る受託希望者からの提案募集要項

■ 応募書類の提出期限

平成30年6月13日(水) 17時必着

※ 持参又は郵送

ただし、持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、各日の9時から正午  
まで、又は13時から17時までの間

■ 受付及び問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター(串間, 三嶋)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

TEL: 075-256-1110 FAX: 075-256-0801

平成30年5月

京都市文化市民局くらし安全推進部  
消費生活総合センター

## 1 募集の趣旨

消費者自らが、多様な選択肢の中から主体的かつ合理的に選択できる「自立した主体としての消費者」となるためには、消費者のライフステージに応じた体系的かつ総合的な消費者教育・啓発を展開することが必要です。

とりわけ、一人暮らしの高齢者の方は、地域から孤立しがちで情報弱者となりやすいことから、消費者被害においては他の年代に比べて狙われやすい傾向にあります。また、特殊詐欺被害についても被害件数・被害金額ともに増加しており、被害者に占める高齢者の割合が高くなっています。

そこで、こうした高齢者に対して、消費生活情報を分かりやすく伝えることにより、消費者問題への関心を高めてもらうこと、さらに、消費者問題への関心を高めた高齢者自身が、地域での見守り活動において、効果的な情報提供を行えるようになることを目的として、落語を採り入れた消費者啓発事業を次のとおり実施します。

つきましては、公募型プロポーザル方式により、本業務に必要な企画力及び実行力を有する業者を募集します。

### (1) 事業名

消費者啓発事業「(落語家)さんと一緒に落語で考えよう！ 消費者問題(仮)」

※ 内容については、第一部(落語)、第二部(悪質商法等に係る啓発イベント)を予定しています。

### (2) 日時及び会場

日 時	会 場	収容定員
平成30年 10月7日(日)午後	京都市南区東九条下殿町70番地 京都テルサ テルサホール	856名

※ 京都市において、会場は既に予約しています。

### (3) 演者

第一部 未定 ※ 京都市において、株式会社米朝事務所を通じて出演の内諾を得ています。

第二部 調整中 ※ 落語家の他、当センター職員、京都弁護士会所属の弁護士、京都府警察の職員を予定しています。

## 2 業務の範囲及び内容

### (1) 企画提案を求める範囲

本委託業務は、上記「1 募集の趣旨」にあるように、主に高齢者を対象とした事業の企画及び開催業務についてであり、企画提案に当たっては、本事業の趣旨及び内容を対象者に確実に伝え、より多くの参加者が得られるよう、魅力的な内容及び安全な業務実施体制の提案に関する方法等に係る提案を求めることとします。

## (2) 業務委託内容

### ア 企画・総合調整業務

- (ア) オープニング，第二部（悪質商法等に係る啓発）の企画及び調整
- (イ) 事業の実施に係る広報の企画
- (ウ) 会場レイアウト及び要員の配置の検討
- (エ) 会場，演者及び本市との調整（演者との出演依頼契約事務を含む。）
- (オ) その他総合的な調整

### イ 事前（前日までの）準備業務

- (ア) 開催案内（チラシ，ポスター等）の作成
- (イ) 新聞その他のメディアを活用した広報
- (ウ) 会場内設置用看板及び会場外誘導看板等の製作
- (エ) 当日配布用プログラム等の作成
- (オ) 配布資料等のセッティング
- (カ) 当選・落選結果の通知（ハガキの作成，送付）

### ウ 当日の準備業務

- (ア) 会場への物品，機材等の搬入及び設置
- (イ) 会場の装飾
- (ウ) 演者への接遇・打ち合わせ等
- (エ) リハーサル等の実施

### エ 当日の運營業務

- (ア) 演者への接遇・打ち合わせ等
- (イ) 参加者の誘導及び場内整理
- (ウ) プログラム，アンケート等の配布
- (エ) 写真，その他必要な記録

### オ 当日の事後業務

- (ア) 物品，機材等の搬出
- (イ) 会場の原状回復

### カ 翌日以降の業務

- (ア) 演者への出演料等の支払
- (イ) 会場料金の精算
- (ウ) アンケート調査票の集計，分析
- (エ) 報告書の作成及び提出

## 3 予定価格

1, 800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

※ 演者の出演料及び会場使用料を含む。

なお、上記1、800千円とは別に京都弁護士会が300千円を負担し、  
総事業費は2,100千円以内となります。

※ 委託料は、業務完了後支払うものとします。

#### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 企画提案書提出の日から選定結果通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 過去5年以内に本業務と同種又は類似の業務実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたものにあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (5) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

#### 5 応募手続等

##### (1) 提出書類

ア 次の事項を記載した企画提案書を作成し、提出してください。

- ・ 企画案（周知に係るチラシ、ポスターの原案を含む。）
- ・ 会社概要
- ・ 過去5年以内の同種又は類似の業務実績
- ・ 業務の実施体制
- ・ 工程計画（チラシ、ポスターの作成及び周知方法の具体的な内容を含む。）
- ・ 見積書 ※ 正本1部を作成し、企画書には写しを添付してください。

イ 企画提案書は、別紙様式「企画提案書」を表紙とし、表紙とは別にA4サイズの用紙20枚以内（用紙の両面使用可）で作成してください。

##### (2) 提出部数

5部（全て書面で提出してください。）

##### (3) 提出期限

平成30年6月13日（水）17時必着

※ 持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く、各日の9時から正午まで、又は13時から17時までの間とします。

(4) 提出先

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（担当 串間，三嶋）

電話 075-256-1110 FAX 075-256-0801

(5) 提出方法

郵送又は持参

## 6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

プレゼンテーションによる審査

提出された応募書類に基づき、プレゼンテーションの機会を設けます。そこで、提案内容と応募者の事業実施能力を審査し、委託業者を決定します。プレゼンテーションの日時・場所は別途調整します。

(2) 主な評価項目

下記のとおり、50点満点で企画提案書を評価します。

※ ただし、得点が50点満点の6割以下の場合は、いずれの参加者も採用しないこととします。

評価項目	評価事項	評価点
提案の的確性	事業の趣旨，業務の範囲及び内容を十分理解したうえでの的確な企画提案であるか。	10
	実現可能性の高い内容であるか。	5
	的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	5
実施体制	来場者を安全かつ円滑に受け付け，入退場させることができる実施体制であるか。	10
	公共交通機関から会場まで，来場者を適切に誘導することができる内容であるか。	5
	緊急時への対応体制は万全であるか。	5
受託金額の妥当性	必要経費内訳等が妥当であるか。	5
	見積価格の評価。 本業務に係る要項の本市予定価格上限額を上回る場合は失格とします。 <table border="1" data-bbox="422 1787 1141 1832"><tr><td>計算方法：5点×（最低提示価格 / 応募者提示価格）</td></tr></table> ※ 小数点以下は四捨五入とします。	計算方法：5点×（最低提示価格 / 応募者提示価格）
計算方法：5点×（最低提示価格 / 応募者提示価格）		

### (3) 審査を行う者

受託候補者の選定に当たって、審査を行う者を次のとおり定めます。

文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター長

〃	消費生活係長	
〃	相談係長	
〃	担当職員 2 名	計 5 名

### (4) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは無効とします。

ア 「4 応募資格」に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

## 7 選定結果通知

### (1) 通知及び公表

選定結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知するとともに、参加した提案者の名称及び評価結果をホームページに公表します。

### (2) 非選定理由に関する事項

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知します。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日は含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、非選定理由について説明を求めることができます。

非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日は含まない。）以内に、書面により行います。

非選定理由の説明請求の受付場所は、「5（4）提出先」に記載する提出先と同じとしますが、持参又は郵送（書留郵便に限る。）によるものに限り、ただし、持参される場合は、土曜日及び日曜・祝日を除く、各日の9時から正午まで、又は13時から17時までの間とします。

## 8 契約手続

受託候補者と別途協議します。

また、仕様書、契約条件の詳細についても、受託候補者と別途協議のうえ決定します。

### (1) 契約時期

平成30年6月下旬

### (2) 契約期間

委託契約締結の翌日から平成30年12月28日まで

### (3) 契約金額

「3 予定価格」参照

### (4) 成果物の提出

ア 報告書（A4判） 一式

- イ 本業務で取得又は作成した資料 一式  
ウ 上記ア、イに係る電子データ 一式

## 9 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じかねます。
- (5) 提出いただいた資料について公文書公開請求があった場合は、公開することがあります。

## 10 スケジュール

### (1) 応募期間

平成30年5月23日（水）から平成30年6月13日（水）まで

### (2) 受託者の決定

平成30年6月中旬

### (3) 今後の予定

平成30年6月中旬～下旬	受託候補者の審査、受託者の決定
平成30年6月下旬	委託契約締結
平成30年7月上旬	開催案内（チラシ・ポスター）原案完成
平成30年7月中旬	広報発表
平成30年8月上旬	参加希望者受付開始
平成30年8月中旬	参加希望者受付締切
平成30年8月下旬	当選・落選通知発送

### 【問合せ先】

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（担当 串間，三嶋）

電話 075-256-1110 FAX 075-256-0801

※ 本募集要項は、京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

平成 年 月 日

京 都 市 長

法人等の住所

法人等の名称

代表者氏名

## 企 画 提 案 書

下記業務に係る企画提案書を提出します。

記

業務名 消費者啓発事業「(落語家)さんと一緒に落語で考えよう! 消費者問題  
(仮)」企画及び開催業務